

障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要（案）

1 目的

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を図るため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材を広く確保することを目的とする。

2 交付金の規模

平成20年度補正予算額（案） 855億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成18年度に基金を造成したが、目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調となっていること、また、障害者等が関わる福祉・介護分野の人材確保が困難な状況にあることを踏まえ、基金の延長及び平成20年度中に基金を積み増すことを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成24年末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という。）を実施するため都道府県に基金を造成する。

（1）特別対策事業の内容

障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧 別紙1参照

（2）特別対策事業の対象とならない事業

以下の事業については、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業 等

6 交付額

(1) 配分方法

別紙2の算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から特別対策事業に係る実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。(特別対策事業に係る計画書については、各都道府県が任意に作成)

障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について 別紙2参照

(2) 市町村と都道府県の配分割合

交付金は各都道府県に配分するが、市町村に対する配分割合については、地域の実情に応じて管内市町村と協議を行い都道府県が決定することとする。

7 補助率

(1) 別紙1に掲げる事業のうち

- ① 「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」
- ② 「2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置」のうち
 - ・「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」
 - ・「進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置」

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(2) 上記(1)以外の事業

定額(10/10)

(案)

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分については除く。)

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

(別紙4) 工 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 〔拡充〕

- 1 事業の目的
地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備するとともに、平成23年のデジタル放送への移行に伴う緊急支援を行うことにより、障害者への情報支援の充実を図ることを目的とする。
- 2 事業の内容
実施主体 都道府県、市町村
事業の内容
① 視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。
② 音声コード普及のための研修及び広報を行う。
③ 平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、現在、聴覚障害者用情報受信装置を利用する者に対し、緊急支援を行う。
(3) 補助単価 (調整中)
- 3 補助割合 定額(10/10)
- 4 実施年度 平成21年度～23年度
- 5 その他
① の対象品目の例は以下のとおり。
点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置 等
- 6 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

(別紙7) キ コミュニケーション支援広域支援検討事業 (新規)

1 事業の目的

市町村が実施主体であるコミュニケーション支援事業においては、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、サービス利用に支障が生じることがないよう、都道府県単位で派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりを検討することにより、円滑な事業の実施に資することを目的とする。
併せて、コミュニケーション支援事業の未実施市町村の解消を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

市町村域を超えたコミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣等）の利用に対応できるよう、県、市町村、支援事業者間の関係者による、事業の実施主体、支援者の派遣主体、費用負担、未実施市町村での対応方法などのルールづくりを検討するための会議開催経費等について助成を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係